

竹島学習リーフレット（中学生向け）の作成と活用について

伊藤 博敏
常角 敏
山口 修司

1 編集のねらいと経緯

平成 17 年 2 月島根県議会本会議での「竹島の日を定める条例」の可決を契機に、島根県竹島問題研究会の設置、竹島資料室の開設、Web 竹島問題研究所の設置、文部科学省における中学校学習指導要領解説社会編への竹島の記載、さらに平成 21 年度から島根県内の小中学校で副教材 DVD を使った竹島に関する学習が開始されるなど、竹島問題への取り組みが大きく進展した。

また、平成 22 年度に実施された中学校教科書検定結果を踏まえ、平成 24 年度からは全国の中学校で「竹島問題」を取り上げた社会科教科書（地理的分野 4 種全て、公民的分野 7 種全て）による授業が開始される。

そこで、平成 21 年度に作成した竹島に関する学習の副教材 DVD を補完するものとして、新たに竹島学習リーフレット『竹島～日本の領土であることを学ぶ～』を編集することにより、中学校における竹島に関する学習の一層の充実に資することとした。

2 作成主体

島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

3 編集会議委員

島根県竹島・北方領土問題教育者会議、島根県竹島問題研究会、島根県教育庁義務教育課島根県総務部総務課、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議事務局 計 10 名

4 リーフレットの規格等

カラー、A 4 判、8 ページ、折り込み

5 リーフレットの活用

平成 24 年度以降、竹島の領有権問題の要点をまとめた当該リーフレットは県内全ての中学生に順次配布される予定であり、中学校における竹島に関する学習の一層の充実が図られるものと考えている。

6 リーフレット作成編集会議の開催状況

第 1 回編集会議	平成 23 年 1 月 29 日（土）
第 2 回編集会議	3 月 19 日（土）
第 3 回編集会議	5 月 14 日（土）
第 4 回編集会議	6 月 25 日（土）
第 5 回編集会議	7 月 24 日（日）

第6回編集会議	9月 3日 (土)
第7回編集会議	9月17日 (土)
第8回編集会議	10月29日 (土)
第9回編集会議	12月 3日 (土)
第10回編集会議	12月17日 (土)
第11回編集会議	平成24年1月28日 (土)

7 リーフレットの構成

写真や地図等を可能な限り掲載し、それに解説を加え、中学生に分かりやすいように編集した。

1 P	表紙 (表題、副題、鳥取藩から江戸幕府に提出された絵図「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」)
2～3 P	見開き (竹島問題の全体像)
4 P	中開き 1 (昔の竹島と日本との関わり)
5 P	中開き 2 (領土問題の発生)
6 P	中開き 3 (主権が侵害されていることにより起こっている問題)
7 P	中開き 4 (平和的に解決するために)
8 P	裏表紙 (韓国が竹島を自国の領土と主張する根拠としている于山島の出ている絵図「新增東国輿地勝覧」所収『八道総図』、竹島の位置図、竹島関連年表)

8 リーフレット活用に当たっての留意点等

竹島に関する学習を担当する教員がリーフレットを効果的に使用できるように、リーフレット作成のねらいや使用上の留意点等について別紙のとおり補足する。

9. 終わりに(「活用のためのてびき」の作成について)

第9回竹島問題研究会(平成23年12月10日・11日)では、今回作成したリーフレットを活用して今後の授業を進める上において、指導する教師が知っておかねばならない事実や留意点について解説する教師用のてびきが必要であるとの意見が多く出された。紙面の都合で載せられないものがあつたり、内容が複雑であつたり難しかったりするため、簡潔に説明できないものが多かつたからである。

また、そうした内容を解説しようとするれば、韓国側の領土権主張の根拠を取り上げることになり、それに対する日本側の見解も当然掲載されることになる。そうなれば、韓国側の主張の一つ一つが根拠のないものであつたり、恣意的なものであつたりすることが分かりやすく解説されることになり、竹島問題についてより理解が深まると考えた。

こうしたことから、教師が自信を持って授業を進めることに役立つために、後日開催された編集会議で「活用のためのてびき」を別途作成することとなった。このてびきも含め、このリーフレットの活用が竹島に関する学習のさらなる発展の一助となることを願う。

(別紙)

リーフレット活用に当たっての留意点等について

表紙(P1)

リーフレット作成の意図が明確になるよう、副題を「日本の領土であることを学ぶ」とした。

当初、表紙には竹島の全景写真を使用することを考えたが、竹島は古くから日本の領土であることを示すものであること、また、このリーフレットの顔として印象の強いものが望ましいとの考えから、『小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図』（鳥取県立博物館蔵）を使用することとした。

この絵図は、竹嶋渡海に関する幕府の問い合わせに対し、鳥取藩が提出したものである。小谷伊兵衛は鳥取藩の聞役（江戸留守居役）を勤めた人物であり、1696（元禄9）年に絵図を作成したとされる。表題に続いて解説を加え、この絵図のポイントを示した。つまり、この絵図には東島に小屋が描かれ、入り江には「船すへ場」と記載されているなど、実際に竹島に行った者の知見をもとに描かれた資料であることがわかる。

見開き(P2~P3)

中央に「日本の領土なのに行けない島「竹島」」の文言を入れ、「2月22日は「竹島の日」です」と共に、島根県の姿勢を明確に示した。また、「竹島は、歴史的事実に照らしても、国際法上も明らかに我が国固有の領土です。」の文言により、なぜそうなのかP4~P7における説明へとつながるようにした。

この「我が国固有の領土」という表現は、日本政府が国会答弁やホームページ上で使用している公式な見解であり、島根県でも国と同様な立場を取り、この表現を使った広報啓発活動等に取り組んでいる。なお、この言葉は国際法において定義されたものではなく、平成17年11月4日に閣議決定された質問趣意書に対する答弁書には、『政府としては、一般的に、一度も他の国の領土となることがない領土という意味で、「固有の領土」という表現を用いている』と記されている。

左上から右上、右下から左下へと、4つの部に分け時系列に示した。まず〔昭和初期の竹島〕では、実際に日本人による漁が行われていたことを示す写真と漁師が描いた図を入れることにより、日本が竹島を自国の領土として扱っていたことを示した。

次の〔竹島問題とは〕では、当時の新聞記事を載せ、李承晩ラインにより竹島問題が始まったことを示した。解説の中では、現在も韓国の不法占拠が続いていること、竹島問題は日本の主権の問題であることを明示した。また、日本側の意志を示すものとして、「島根県が建てた日本の領土であることを示す標柱」の写真を掲載した。その後、韓国側はその標柱を引き抜く・灯台を設置するなど不法占拠を進めたが、ここには「竹島の近海で日本の巡視船が韓国側から発砲されたことを伝える新聞記事」を掲載している。

3番目の〔現在の竹島〕では、東島の様子を表す写真掲載により、竹島が置かれている厳しい現状を示した。紙面の都合で例示できなかったが、この他にも、1952年の李承晩ライン宣言後には、韓国は竹島への領土標識設置、海洋警察隊の派遣・駐留、無人灯台の設置、竹島切手の発行などを行った。その後、1977年には領海12海里を実施し、更に1990

年代以降は、竹島への接岸施設の設置、郵便番号の付与、観光船の就航、住民宿泊所の建設、ヘリポートの建設など、様々な既成事実を積み重ねている。しかし、これらの韓国の行為は、5ページの「領土問題の発生」に解説してあるとおり、国際法上根拠がなく、また日本政府の抗議を受けながら行っている行為であり、その行為から韓国の領土権が生ずることはない。

韓国は、今後、新たに竹島北西1kmの海域での総合海洋科学基地建設、現場管理事務所の建設、延長300mの防波堤建設、更には世界ジオパーク登録なども計画している、との報道がある。韓国側のこうした動きが確認できた場合は、日本政府は適時に適切な方法により抗議し続けることが必要であり、これを怠ると韓国側の行為を容認したとみなされて韓国領となってしまうことになるので、こうした点も理解しておく必要がある。

最後の〔竹島問題の解決のために〕では、島根県が平成17年に「竹島の日を定める条例」を可決したことを示し、その後の啓発活動として、「記念式典」「隠岐の島町集会」「広告塔」の写真と共に、教育現場での取り組みを紹介した。

「昔の竹島と日本との関わり」(P4)

日本と竹島の関わりは、1617(元和3)年、米子の商人・大谷甚吉が嵐にあい竹嶋(現在の鬱陵島)に漂着したことに始まる。竹嶋が豊富な資源のある島であったことから、大谷は知人の村川市兵衛とともに江戸幕府に竹嶋渡海を願い出て、許可されると70年余りにわたる竹嶋渡海を開始した。この間に現在の竹島(当時は松島と呼ばれていた。)の存在を知り、1661(寛文元)年には幕府の許可を受けて、竹島での漁業を始めていた。

こうした江戸時代の鬱陵島、竹島での産業活動については、歴史的事実として取り上げるべきだとの竹島問題研究会委員(以下「研究会委員」という。)からの指摘があったが、紙面が限られているため、本文の3行程度の説明にとどめた。また、安龍福事件(元禄竹島一件)についても紙面の余裕はなく、記載を見送った。しかし、教師用の手引きには、これらを掲載し、韓国の主張に誤りがあることも含めて教師の学習に役立てることとした。よって、このページでは主に明治30年代以降の竹島での漁業を扱い、近代における日本人による産業活動の事実を学習することとした。

明治になって再び鬱陵島での日本人による産業活動が盛んになったが、朝鮮王朝の抗議により日本政府は1883(明治16)年に鬱陵島渡海禁止令を出し、その結果、現在の竹島でのアワビ漁やワカメ漁、アシカ猟が注目されるようになった。

よって本文では、まず「明治30年代になると現在の竹島で漁業が行われるようになった」ことを記述した。田中豊治によると、明治22(1889)年に天草の中浦伊平次によるアワビ漁が既に行われていたとしている。¹ この年代だと日清戦争よりも5年も前であるとともに、鬱陵島渡海禁止令の1883(明治16)年に近い。韓国が「島根県告示が出された1905(明治38)年前後は日本による朝鮮への侵略が始まっており、それに抵抗できる状況ではなかった」と主張していることに対して、日本人による竹島での漁は、明治30年代初めに既に平穏に行われていることがわかるよう明示した。ただ、鬱陵島渡海禁止令後の現在の竹島での漁業については、研究会委員から明治早期にどのくらいの漁業があったのかと

¹ 田中豊治「隠岐島の歴史地理学的研究」(古今書院 1979年 260頁)

の指摘があったことから、中浦の漁も含め一度調査整理する必要がある。

次に、島根県告示と許可漁業の史料や写真を扱うなかで、竹島領有の根拠の一つである「行政権の行使」に基づく産業活動であることが理解できるように心がけた。本文では竹島の領土編入を端的に理解できるように努め、具体的事実としての写真と収支決算書は、いずれも 1935（昭和 10）年の春のものを用い、許可証も同じ経営者のものを用いてページ全体で関連づけて学習できるようにした。許可漁業は言うまでもなく「行政権の行使」の一つであり、P7 の国際司法裁判所の判例にもつながることを教師が理解することが必要である。なお、島根県告示は原文をそのまま掲載したが、緯度経度については、現在の国土地理院が発表したものをその下に載せた。

収支決算書の史料は、竹島での漁猟が豊かで魅力的であったことを理解するために現在価値換算を入れた。換算の根拠として、米価(1 円→7,000 円)、小学校教員の初任給(1 円→5,000 円)、消費者物価指数(1 円→1,700 円)の 3 種類があった。米価は高すぎて批判が多い。しかし、消費者物価だと漁夫の月給が 10 万円くらいとなり、危険を伴う竹島での漁猟の対価としては妥当性に欠ける金額となる。そこで、ここでは小学校教員の初任給で換算することとした。漁夫の月給が 30 万円くらいとなり、現在の給与所得者の平均に近くなる。この金額なら「竹島へ行って仕事してもいい」という人が出てきたと生徒にも想像しやすいと考えられる。

このページの上部には、写真が 2 枚ある。

1 枚は、アシカ猟の様子であり、サーカスに売り渡すために生け捕りをしている。収支決算書の契約とは、木下サーカスや矢野サーカスとの生きたアシカの契約である。ちなみに、サーカス以外のアシカの用途は、油をとり、肉は肥料とし、皮は革製品にするなどであった。

もう 1 枚は漁猟に携わった人々の集合写真である。その右端に雇われた朝鮮人の海女が写っている。杉原隆委員（島根県竹島問題研究顧問）から近年韓国側が戦前にも韓国人が漁を行っていたと主張していると報告があったが、実際はこの雇用の時の漁業従事を根拠にしているということであった。韓国では「日本人による雇用の時、韓国人による自主的な漁にすりかわっている」のであるが、これだけをとっていても韓国の歪曲した歴史研究の実態を感じ取れる。教える教員はこうした韓国歴史研究の一端をわかった上で授業を進めることができる。生徒から「韓国人は漁をしてなかったのですか？」という質問があれば、この「すりかわり」を説明することで、日本人による産業活動が逆にクローズアップされ、その事実がしっかりと認識されるであろう。

竹島における漁猟は、県の許可を得た日本人による主体的な漁猟であったことを踏まえ、竹島問題を、「昔は仲良く漁を行っていたから、これからもそうであればいい」という漁業問題の解決のみに限定するのではなく、国家の主権が侵害されている問題として生徒にとらえさせる必要がある。

「領土問題の発生」（P 5）

サンフランシスコ平和条約では日本が放棄する島に竹島が含まれず、日本領土であることが国際法で確認されたことをまずしっかり押さえなければならない。条約第二条（a）に登場する 3 つの島はその位置を確認できるように下の地図に書き込んだ。

竹島問題の始まりは、李承晩ライン宣言と竹島の取り込みとしているが、生徒には李ラインの根拠は分かりにくい。当時の国際法では領海は3海里であり、公海上に一方的に李ラインが引かれたことについて、生徒からは（大人もそうだが）、「なぜ韓国の勝手な行動のまま現在に至るのか？」という疑問があたりまえのように出てくる。竹島学習副教材DVD（平成21年5月、県内小中学校に配布）にもこれに答える内容は編集されていない。それは、韓国側が李ラインの根拠としたマッカーサー・ライン（1945（昭和20）年9月27日）などを取り上げると複雑になるきらいがあり、もともと児童生徒用教材には取り上げてはこなかったという経緯がある。

しかし、前述のような疑問に答えるため、GHQの指令であるマ・ラインとSCAPIN677（1946（昭和21）年1月29日）を取り上げ、韓国が占拠の根拠にしているものを明らかにした。また、これらの指令には「連合国側の最終決定に関する政策と解釈してはならない」との記載があり、韓国の主張は根拠のないものであることも理解できるようにした。今後は、もともと李ラインが漁場確保のためであったものを、竹島の領有主張にまで拡大した韓国の不当性を明らかにしていく必要があると考える。

敗戦国日本の独立を認めるサンフランシスコ平和条約が発効する直前に、国際法にも則ることなく一方的に行われた李ラインによる竹島の取り込みが、平和憲法を掲げて再出発した我が国に対する実力行使を伴う占拠だったという点は重要と考える。また、1910年からの朝鮮半島の植民地支配についての責任、日本人の「歴史認識」が常に取り沙汰されてきた。こうした背景が李ラインに対する日本の対応に影響していることを生徒は指摘することはでき、当時の日本の外交姿勢や国民世論の一端を想像することができる。しかし、こと竹島問題について韓国側が植民地支配の第一歩という姿勢を崩さず、日本に対して「歴史認識」、「妄言」で感情的に反発し、反論を拒む態度には、竹島問題の歴史的事実をもとに、教育や啓発活動を通じて竹島の領土権と日本による朝鮮半島の植民地支配の歴史は別であることを明確にし、「それはそれ、これはこれ」と毅然として言える世論を形成し、堂々と反論していかなければならない。そのためにも、日本の研究によって韓国の主張が一つ一つ潰されていることを指導する教員が理解する必要がある。

研究会委員の指摘を受けて、地図を作り直し、マ・ラインと李ラインの西側に竹島があることがはっきりわかるようにした。また、コラム「終戦直後の竹島の扱い」については、研究会委員から「時系列としてページのトップが適切」との意見が出た。しかし、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領土であることが確認された事実を最も重視したこと、「李ラインを引いた根拠は？」という疑問に答える形式が学習構成上望ましいと考えたこと、以上の理由でこのようなページ構成にした。

「主権が侵害されていることにより起こっている問題」(P6)

主権が侵害されていることにより起こっている問題を、大きく3つに整理した。

1つは韓国が竹島の不法占拠を続ける一方で既成事実化を進めていることである。一例として、2011（平成23）年に増改築された住民宿泊所や多くの観光客が訪れている様子を示す写真を取り上げた。生徒には（大人もそうだが）、このような韓国による既成事実化の進展に歯止めがかからないことへの焦燥感が当然生まれる。「日本政府は抗議しています」だけでは弱いですが、3ページの「東島の様子」には「韓国が竹島に対して行うどのよう

な措置も、それによって領土権が生じるものではありません。」の解説があり、これをしっかりと押さえさせる必要がある。

2 つ目の漁業は大きい問題だが、紙面の都合で必要最小限の内容にした。竹島学習副教材 DVD の中で漁業問題は詳しく取り上げられているため、暫定水域や資源枯渇など基本的な問題について記載した。また、竹島学習副教材 DVD にも使用した暫定水域の地図に、「本来の日韓の EEZ 中間線」を書き入れた。境界線は両国の合意で引かれるが、あくまでも日本側の主張であるのでそう大きな問題はなく、境界線の基本となる中間線を地図に描き込んだ。生徒には「暫定水域を設けているのは竹島問題が未解決だから」との理解は得られる。しかし、「日韓に領土問題はない」とする韓国側が、なぜ新日韓漁業協定で暫定水域を認めるのかという矛盾を生徒は当然のことながら指摘するであろう。実際には韓国は竹島を不法占拠して周辺 12 海里内に日本漁船を寄せ付けず、広い暫定水域は一部を除いて占拠状態にある。結果的に、暫定水域を設けて日韓で共同管理するこの取り決めは韓国にとって有利なものであった。しかも、韓国の漁業規制が日本よりも大幅に甘いことから、実質的に支配した暫定水域が資源枯渇状態となり、韓国漁船による日本の排他的経済水域での違法操業が増加しているのも事実である（竹島学習副教材 DVD の資料編 CD 参照）。押収された韓国漁船の漁具の写真には、袋詰めされた多くの黄色と白色の「底刺し網」と緑色の「カニカゴ」が写っている。ちなみに「底刺し網」は最も資源枯渇を招く漁法・漁具であり、日本では扱うことが禁止されている。こうしたことを指導していく中で、資源を守りながら漁業を行い、豊かな海を未来に残していくことが国を越えた共通の課題であることを理解させることが大切である。そうした視点からも、国際社会の一員としての韓国の在り方が批判されるであろうし、最終的には竹島問題の解決が不可欠という考えに至るであろう。

3 つ目は、近年世界で注目される海洋資源に関してだが、総合海洋科学基地の建設も既成事実化の一つで 1 つ目と同じ課題がある。日本による海洋調査中止の理由に、韓国の実力行使も辞さない強硬な主張があったことがわかるようにした。このページの上部には韓国の軍艦の写真もあることから実力による不法占拠を続け、外交交渉を拒む国であることを強く印象づけるであろう。要するに国際社会の一員としてそれでよいか最終的に問われるのである。また、西部日本海の石油・天然ガスなどの海洋資源の分布図（予想図）等についての分析も大切になってくるが、現段階ではしっかりしたデータが揃っていない状況である。このデータ取得も今後の課題である。なお、新聞記事には「韓国、名称提案せず」という縦の見出しがある。この名称とは、韓国が日本海や日本海海底の地名を韓国名にするキャンペーンを行ってきているが、公式な場でそれは行わないということである。日本の海洋調査中止に対する見返りのカードである。

「平和的に解決するために」(P7)

まず、平和的に解決するための手段として最も有力視されている国際司法裁判所への付託を取り上げ、竹島問題と類似した判例として、「行政権の行使」を決め手にしたマンキエ・エクレオ事件を扱った。それは、次の 3 つの理由からである。一つ目は、竹島では 1905 年以降、行政の関与のもとで産業活動を行ったゆるぎない事実があり、この事件の背景と大きく重なるからである。二つ目は、この裁判では、判決後に関係国が判決を遵守し現在

に至っている点である。三つ目は、1953年に裁判が行われており、1954（昭和29）年の日本の提訴と時期を同じくしているという点からも注目される裁判であるからである。

「国の動き」については、生徒から「国の取り組みはこんなものですか」との声が出るかもしれない。紙面に余裕がないこともあるが、取り立てて省いたものもない。島根県では、国に対して、竹島の領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開や広報啓発活動を所管する部署の設置、更には学校教育における竹島の指導強化を強く要望している。こうした働きかけもあって、国によって中学校学習指導要領が改訂され、平成24年度からすべての都道府県で竹島に関する学習への取り組みが行われるようになってきた。このような点を授業の中で生徒に伝えることも大切であると考えます。

「島根県の動き」では、竹島の日条例制定後から今日に至るまでの研究と教育の進展を取り上げた。県内の小・中・高・特別支援学校における竹島に関する学習については、平成21年度以降、実施率が100%となっており、全国に先がけて実施されていることも生徒に伝えたい。また、平成22年度より始まった「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールは、生徒にも身近な取り組みとして認識されるであろう。

このページの最後に「平和的解決のために自分たちができることを考えましょう。」と呼びかけている。実際の授業の終末では「この問題をどう解決すればいいのだろう」と生徒に投げかけ、互いの意見を交換したり、作文にまとめていったりすることになる。平和的解決を目指す一つの重要な要素として、国の施策としても市民運動としても国内世論を盛り上げ、国際世論に訴えるという視点が今後も重要になるであろう。

裏表紙(P8)

上段に竹島の位置を表す地図と、竹島と周辺からの距離を示す地図を載せた。江戸初期には、米子の商人が隠岐諸島から3日もの時間をかけ竹島に、さらに2日かけて鬱陵島まで渡海をしていた。しかも、当時の船は帆船であり、竹島や鬱陵島で行われてきた経済活動はこうした命懸けの渡海によるものであったことが分かる。

なお、現在、韓国では鬱陵島から竹島まで大型の観光船を就航させているが、それでも往復に5時間もかかるそうである。仮に日本人が竹島に行こうとすれば、この観光船を利用するほかに方法はないが、この方法は韓国の国内手続きを経る、つまり竹島が韓国領であることを認める形での竹島への渡航となるため、外務省では日本人の渡航自粛を呼び掛けている。

次に、韓国側の主張の矛盾を示す資料を示した。韓国は竹島を自国領とする根拠の一つとして、韓国の古地図に描かれた于山島が独島（日本名・竹島）であると主張しているが、その古地図の代表として「新增東国輿地勝覧」所収『八道総図』（1530年）を掲載した。もし、韓国側が主張するように于山島が竹島を示すのであれば、鬱陵島の東方にはるかに小さな島として描かれるはずである。しかし、この地図における于山島は、鬱陵島とほぼ同じ大きさでしかも鬱陵島の西側に位置しており、「現在の竹島＝于山島」という韓国の主張は成り立たない。

〔竹島関連年表〕では、江戸時代初期に大谷・村川両家が幕府の許可を受けて現在の竹島での漁業を始めた時点からスタートし、竹島問題に関連する主な内容を掲載した。